

昭和四十二年法律第百四十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第三章の二 液化石油ガス販売事業者（第三十五条の六—第三十五条の十）
第二回 液化石油ガス販売事業（第三条—第二十六条の三）	第四章 貯蔵施設等及び充てんのための設備（第三十九条—第三十九条の二）
第三回 保安業務（第二十七条—第三十五条の五）	第五章 液化石油ガス器具等（第六十条—第六十条の二）
第四回 液化石油ガス販売事業者の認定（第三十五条の六—第三十五条の十）	第六章 外国登録検査機関（第六十三条—第六十三条の二）
第五回 液化石油ガス設備工事（第三十八条—第三十八条の二十八）	第七章 罰則（第八十一条—第九十五条の二）
第六回 災害防止命令等（第六十五条—第八十条）	附則（第九十六条—第一百四条）
第七回 総則（第一章）	

充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において氣化したもの（以下「一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによって、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。）の法律において「一般消費者等」とは、下この項において同じ。）として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の様様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合において同様のものである。次号をいう。

この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス小売事業及び同条第五項の一般ガス導管事業を除く。）をいう。

この法律において「供給設備」とは、液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備（船舶内のものを除く。）及びその附属設備であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

この法律において「消費設備」とは、液化石油ガス販売事業を行うことについて次条第一項の登録を受けた者が一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備（供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。）をいう。

この法律において「液化石油ガス器具等」とは、液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者をいう。

この法律において「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。）であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「特定液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八条）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

この法律において「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの（その定義）

この法律において「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの（その定義）

充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において氣化したもの（以下「一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによって、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。）の法律において「一般消費者等」とは、下この項において同じ。）として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の様様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合において同様のものである。次号をいう。

この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス小売事業及び同条第五項の一般ガス導管事業を除く。）をいう。

この法律において「供給設備」とは、液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備（船舶内のものを除く。）及びその附属設備であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

この法律において「消費設備」とは、液化石油ガス販売事業を行うことについて次条第一項の登録を受けた者が一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備（供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。）をいう。

この法律において「液化石油ガス器具等」とは、液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者をいう。

この法律において「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。）であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「特定液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八条）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

この法律において「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの（その定義）

充てんされた容器内又はその容器に附属する気化装置内において氣化したもの（以下「一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによって、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。）の法律において「一般消費者等」とは、下この項において同じ。）として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の様様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合において同様のものである。次号をいう。

この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス小売事業及び同条第五項の一般ガス導管事業を除く。）をいう。

この法律において「供給設備」とは、液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備（船舶内のものを除く。）及びその附属設備であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

この法律において「消費設備」とは、液化石油ガス販売事業を行うことについて次条第一項の登録を受けた者が一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備（供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。）をいう。

この法律において「液化石油ガス器具等」とは、液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者をいう。

この法律において「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。）であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「特定液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八条）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

この法律において「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの（その定義）

る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができるもの。

(書面の交付)

第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一 液化石油ガスの種類

二 液化石油ガスの引渡しの方法

三 供給設備及び消費設備の管理の方法

四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法

五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称

六 前各号に掲げるものほか、経済産業省令で定める事項

七 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

八 前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとのみなす。

九 液化石油ガス販売事業者は、その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準（経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵する貯蔵施設については、第三十七条の経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売（販売

に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。

(書面の交付)

油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合しないと認めるとときは、その技術上の基準に適合するよう貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

第十一条の二 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準（経済産業省令で定める供給設備（以下「特定供給設備」という。））にあつては、第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第二十一条第一項第一号、第三十八条の二及び第三十八条の八第一項において同じ。）に適合するように維持しなければならない。

十二 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

十三 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定により業務主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

十四 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定により業務主任者又はその代理人を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣等に届け出なければならない。これを解任すべきことを命ずることができる。

十五 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

十六 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

十七 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

十八 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

十九 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十一 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十二 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十三 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十四 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十五 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十六 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十七 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十八 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

二十九 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

三十 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

三十一 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

三十二 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

三十三 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならぬ。

（業務主任者）

(業務主任者等の解任命令)

経済産業大臣等は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者（うちから、液化石油ガス業務主任者（以下「業務主任者」という。）を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行わせなければならない。これを解任したときも、同様とする。

（業務主任者等の解任命令）

経済産業大臣等は、前項の規定により業務主任者又はその代理人を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（業務主任者の解任命令）

経済産業大臣等は、前項の規定により業務主任者又はその代理人を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした絏済産業大臣等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（業務主任者の解任命令）

3 第一項の代理者は、業務主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、業務主任者とみなす。

(業務主任者の解任命令)

経済産業大臣等は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者（うちから、液化石油ガス業務主任者（以下「業務主任者」という。）を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行わせなければならない。これを解任したときも、同様とする。

（業務主任者の解任命令）

経済産業大臣等は、前項の規定により業務主任者又はその代理人を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした絏済産業大臣等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（業務主任者の解任命令）

い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(保安業務規程)

(以下この章において「保安業務規程」という。)を定め、その認定をした経済産業大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 保安業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 第一項の認可をした経済産業大臣等は、その認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その保安機関に対し、その保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第三十五条の二 経済産業大臣等は、その認定を受けた保安機関が第三十一条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その保安機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第三十五条の三 経済産業大臣等は、その認定を受けた保安機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第三十三条第一項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加したとき。

三 第三十四条第二項の規定に違反したとき。

四 第三十四条第三項、第三十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 第三十五条第一項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行つたとき。

六 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

七 不正の手段により第二十九条第一項の認定又はその更新を受けたとき。

(準用規定)

第三十五条の四 第六条、第八条、第十条、第二十三条及び第二十四条の規定は、保安機関に準用する。この場合において、第六条、第十条第二項及び第二十四条中「第三条第一項」とあるのは、「第二十九条第一項」と、第六条、第八条、第十条第二項、第二十三条及び第二十四条中「登録」とあるのは、「認定」と、第六条、第二十三条及び第二十四条第三項中「液化石油ガス」

ス販売事業」とあるのは、「保安業務」と、第六条中「第十条第一項」とあるのは、「第三十五条の四において準用する第十条第一項」と、同条

各号中「販売所を有する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う」と、第八条中「第三条第二項各号」とあるのは「第二十九条第一項第一号及び第三号」と、第

十条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第三十条各号」と、第二十四条第一項中「第六条」とあるのは「第三十五条の四において準用する第六条」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第二項」と読み替えるものとする。

(基準適合命令)

第三十五条の五 都道府県知事又は指定都市の長は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その所有者又は占有者に對し、その技術上の基準に適合するよう消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第三章の一 液化石油ガス販売事業者の認定

第三十五条の六 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であつて経済産業省令で定めるもの(以下「保安確保機器」という。)の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした経済産業大臣等の認定を受けることができる。

2 前項の認定に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第三十五条の七 前条第一項の認定を受けた液化石油ガス販売事業者(以下「認定液化石油ガス販売事業者」という。)は、経済産業省令で定める量

規程によらないで保安業務を行つたとき。

2 不正の手段により第二十九条第一項の認定又はその更新を受けたとき。

3 第八十四条第一項の規定にかかるわざ、選任

(許可の基準)

第三十五条の八 認定液化石油ガス販売事業者は、第十九条第一項の規定にかかるわざ、選任すべき業務主任者の数その他業務主任者の選任

の方法について経済産業省令で定める基準に従つて業務主任者を選任することができる。

第三十五条の九 認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等であつて、保安確保機器により保安が確保されている者についての保安業務について経済産業省令で定める基準に従つて保安業務を行う保安機関は、第三

十四条第一項の規定にかかわらず、供給設備の点検の方法その他の保安業務の方法について経済産業省令で定める基準に従つて保安業務を行うことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第三十五条の十 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が第三十五条の六第六項」とあるのは、「第三十五条の四において準用する第十条第二項」と読み替えるものとする。

(基準適合命令)

第三十五条の十一 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第三十五条の七の報告をしない場合であつて、経済産業大臣等がその認定液化石油ガス販売事業者に對し十日以上の相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売事業者に係る認定を取り消すことができる。

2 経済産業大臣等は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第三十五条の七の報告をしない場合は、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

(完成検査)

第三十五条の十二 第三十六条第一項又は前条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備

を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、協会又は高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の指定完成検査機関(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

3 協会又は指定完成検査機関は、前項ただし書の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならぬ。

2 前項の許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならぬ。

3 第一項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。

(充てん設備の許可)

第三十五条の十三 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵

施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

(変更の許可)

第三十七条の二 第三十六条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(許可の基準)

第三十七条の三 第三十六条第一項又は前条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨をその許可をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

(完成検査)

第三十七条の四 第三十六条第一項又は前条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

3 協会又は指定完成検査機関は、前項ただし書の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならぬ。

2 前項の許可の申請は、貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わなければならぬ。

3 第一項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。

(充てん設備の許可)

第三十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵

施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

る。以下この項、次条第二項及び第四項、第九条第五号並びに第九十八条の二第一号において同じ。)を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備(以下「充てん設備」という。)ごとに、その経済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可があつた場合には、その申請に係る充てん設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるとときは、許可をしなければならない。

3 第三十七条の二の規定は、第一項の許可を受ける者(以下「充てん事業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造設備若しくは装置を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同条第二項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第三十七条の四第一項」と、「第一項」の「第三十七条の四第三項における規定」とあるのは「第三十七条の四第三項において準用する第三十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、「第三十七条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と読み替えるものとする。

(液化石油ガスの充てんの作業等)

3 第三十七条の五 充てん事業者は、その設備が前条第二項の経済産業省令で定める技術上に適合するよう維持しなければならない。

2 充てん事業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて供給設備に液化石油ガスを充てんしなければならない。

3 都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が前条第二項又は前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて充てんすべきことを命ずることができる。

4 充てん事業者は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する養成施設において、液化石油ガスの充てんを行っており、充てんを実施する者には、供給設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により、特定供給設備の使用の停止を命ずるときは、経済産業省令で定める講習の課程を修了した者に、その設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければならない。

3 前項の規定に係る必要な事項は、経済産業省令で定める。

(保安検査)

4 充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高压ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 前項の保安検査は、充てん設備が第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 協会又は指定保安検査機関は、第一項ただし書の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。

(許可の取消し等)

4 第三十六条の二 供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事(以下「液化石油ガス設備工事」という。)は、供給設備についてのものにあつてはその供給設備が第十六条の二第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に、消費設備についてのものにあつてはその消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するようにしなければならない。

(液化石油ガス設備工事の届出)

3 第三十八条の三 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であつて、経済産業省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事(経済産業省令で定めるものに限る。)をした者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事が交付する。

(液化石油ガス設備士免状)

2 第三十八条の四 液化石油ガス設備士免状は、都道府県知事が交付する。

3 第三十八条の四 第三十六条の二第二項又は第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反したときは、許可を受けない。

2 第三十七条の二第一項(第三十七条の四第三項において准用する場合を含む。)の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないとしたときは、

3 第三十八条の六 都道府県知事は、次条各号の一に該当する者に対する講習の課程を修了した者

2 协会又は経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能を有する講習の課程を修了した者

3 液化石油ガス設備士試験の試験科目、受験手続その他の液化石油ガス設備士試験の実施細目は、経済産業省令で定める。

2 液化石油ガス設備士試験は、都道府県知事が

3 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対する講習の課程を修了した者

4 次条の規定により液化石油ガス設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

2 この法律、高压ガス保安法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第三十三号)若しくはこの法律に基づく命令又はガス事業法第六十二条の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

2 都道府県知事は、液化石油ガス設備士がこの法律、高压ガス保安法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はガス事業法第六十二条の規定に違反したときは、その液化石油ガス設備士免状の返納を命ずることができる。

2 前各項に規定するものほか、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に

2 前項に規定するものにより、この章に規定する液化石油ガス設備士免状に関する事務(液化石油ガス設備士免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「免状交付事務」という。)の全部又は一部を経済産業省令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 第三十八条の四の二 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する液化石油ガス設備士免状に関する事務(液化石油ガス設備士免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「免状交付事務」という。)の全部又は一部を経済産業省令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 第三十八条の五 液化石油ガス設備士試験は、液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止

2 第三十八条の五 第三十八条の五の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、液化石油ガス設備工事（以下「特定液化石油ガス設備工事」という。）の事業を行う者（以下「特定液化石油ガス設備工事業者」という。）は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その他経済産業省令で定める事項

（液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）

ガス設備工事（以下「特定液化石油ガス設備工事」という。）の事業を行なう者（以下「特定液化石油ガス設備工事業者」という。）は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十八条の二十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十八条の二十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

（施工後の表示）

第三十八条の十一 特定液化石油ガス設備工事業者は、特定液化石油ガス設備工事（経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該特定液化石油ガス設備工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の経済産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならぬ。

（記録の保存等）

第三十八条の十二 特定液化石油ガス設備工事業者は、特定液化石油ガス設備工事をしたときは、経済産業省令で定める事項に関する記録を作成し、経済産業省令で定めるところにより、当該記録と当該特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面を保存しなければならない。

（記録の保存等）

第三十八条の十三 特定液化石油ガス設備工事の申出があつたときは、正当な理由がないれば、これを拒んではならない。

（器具の備付け）

第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する者の行う液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の防止に関する講習を受けなければならない。

（液化石油ガス設備工事の講習）

第三十八条の十五 次の各号の一に該当する者は、第三十八条の六第一項の指定を受けること

ができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくな

つた日から二年を経過しない者

二 第三十八条の二十六第二項の規定により指

定を取り消され、その取消しの日から二年を

経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれ

かに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十八条の二十二の規定による命令に

より解任され、解任の日から二年を経過し

ない者

（指定の基準）

第三十八条の十六 経済産業大臣は、第三十八条の六第一項の指定の申請が次の各号に適合して

いると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計

画が、試験事務の適確な実施のために適切な

ものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確

に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であるこ

と。

（試験事務の休廃止）

第三十八条の十九 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

二 経済産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

三 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

四 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

（事業計画等）

第三十八条の二十 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第三十八条の六第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅延なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

二 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

三 指定試験機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書

れ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

（試験事務規程）

第三十八条の十八 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」といいう。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

一 この規程は、前項の規定により試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」といいう。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

二 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

三 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

を作成し、経済産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三十八条の二十一 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第三十八条の二十二 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第三十八条の二十三 指定試験機関は、試験事務を行つときは、液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者の中から選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、経済産業省令で定めたところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

(秘密保持義務等)

第三十八条の二十四 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十八条の二十五 経済産業大臣は、指定試験機関が第三十八条の十六各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、その他の実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるものほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ

る。
第三十八条の二十二 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条の二十六 経済産業大臣は、指定試験機関が第三十八条の十六第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十八条の十五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十八条の十八第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第三十八条の十八第四項、第三十八条の二十二（第三十八条の二十三第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十八条の十九第一項、第三十八条の二十一第一項若しくは第三項又は第三十八条の二十三第一項から第三項までの規定に違反したとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

六 不正の手段により第三十八条の六第一項の指定を受けたとき。

3 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(委任都道府県知事による試験事務の実施)

第三十八条の二十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第三十八条の十九第一項の許可を受け試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は試験事務の全部若しくは一部を実施する場合において經濟産業大臣が必要があると認めるときは、指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施する事が困難となつた場合において經濟産業大臣が必要があると認めるときは、當該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるものほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務を行つことは、委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行ふこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(經濟産業省令への委任)

第三十八条の二十八 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、經濟産業省令で定める。

第三十九章 液化石油ガス器具等

第一節 販売及び表示の制限

第二節 販売の制限

第三十九条 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行つ者は、第四十八条第一項（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者）に該当するに至つたとき。

四 第三十八条の十九第一項、第三十八条の二十二（第三十八条の二十三第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

六 不正の手段により第三十八条の六第一項の指定を受けたとき。

3 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

(委任都道府県知事による試験事務の実施)

第三十九条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」といいう。）の液化石油ガス器具等について第四十一条第六条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列するに至つたとき。

三 第四十六条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列するに至つたとき。

(表示の制限)

第四十条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」といいう。）の液化石油ガス器具等について第四十一条第六条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、液化石油ガス器具等に同条第一項の經濟産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(届出事業者の届出等)

第二節 事業の届出等

第三十九条 届出事業者は、第四十一条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が經濟産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 届出事業者は、第四十一条第四号の經濟産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、

た試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 経済産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行ふこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(經濟産業省令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、經濟産業省令で定める。

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 販売及び表示の制限

第二節 販売の制限

第三十九条 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行つ者は、第四十八条第一項（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者）に該当するに至つたときは、

二 特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の型式の区分

四 当該液化石油ガス器具等の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行つ者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

五 内管理人にあつてはその代表者の氏名

六 器具等の区分

七 器具等の区分

八 器具等の区分

九 器具等の区分

十 器具等の区分

十一 器具等の区分

十二 器具等の区分

十三 器具等の区分

十四 器具等の区分

十五 器具等の区分

十六 器具等の区分

十七 器具等の区分

十八 器具等の区分

十九 器具等の区分

二十 器具等の区分

二十一 器具等の区分

二十二 器具等の区分

二十三 器具等の区分

二十四 器具等の区分

二十五 器具等の区分

二十六 器具等の区分

二十七 器具等の区分

二十八 器具等の区分

二十九 器具等の区分

三十 器具等の区分

三十一 器具等の区分

三十二 器具等の区分

三十三 器具等の区分

三十四 器具等の区分

三十五 器具等の区分

三十六 器具等の区分

三十七 器具等の区分

三十八 器具等の区分

三十九 器具等の区分

四十 器具等の区分

四十一 器具等の区分

四十二 器具等の区分

四十三 器具等の区分

四十四 器具等の区分

四十五 器具等の区分

四十六 器具等の区分

四十七 器具等の区分

四十八 器具等の区分

四十九 器具等の区分

五十 器具等の区分

五十一 器具等の区分

五十二 器具等の区分

五十三 器具等の区分

五十四 器具等の区分

五十五 器具等の区分

五十六 器具等の区分

五十七 器具等の区分

五十八 器具等の区分

五十九 器具等の区分

六十 器具等の区分

六十一 器具等の区分

六十二 器具等の区分

六十三 器具等の区分

六十四 器具等の区分

六十五 器具等の区分

六十六 器具等の区分

六十七 器具等の区分

六十八 器具等の区分

六十九 器具等の区分

七十 器具等の区分

七十一 器具等の区分

七十二 器具等の区分

七十三 器具等の区分

七十四 器具等の区分

七十五 器具等の区分

七十六 器具等の区分

七十七 器具等の区分

七十八 器具等の区分

七十九 器具等の区分

八十 器具等の区分

八十一 器具等の区分

八十二 器具等の区分

八十三 器具等の区分

八十四 器具等の区分

八十五 器具等の区分

八十六 器具等の区分

八十七 器具等の区分

八十八 器具等の区分

八十九 器具等の区分

九十 器具等の区分

九十一 器具等の区分

九十二 器具等の区分

九十三 器具等の区分

九十四 器具等の区分

九十五 器具等の区分

九十六 器具等の区分

九十七 器具等の区分

九十八 器具等の区分

九十九 器具等の区分

一百 器具等の区分

一百一 器具等の区分

一百二 器具等の区分

一百三 器具等の区分

一百四 器具等の区分

一百五 器具等の区分

一百六 器具等の区分

一百七 器具等の区分

一百八 器具等の区分

一百九 器具等の区分

一百十 器具等の区分

一百十一 器具等の区分

一百十二 器具等の区分

一百十三 器具等の区分

一百十四 器具等の区分

一百十五 器具等の区分

一百十六 器具等の区分

一百十七 器具等の区分

一百十八 器具等の区分

一百十九 器具等の区分

一百二十 器具等の区分

一百二十一 器具等の区分

一百二十二 器具等の区分

一百二十三 器具等の区分

一百二十四 器具等の区分

一百二十五 器具等の区分

一百二十六 器具等の区分

一百二十七 器具等の区分

一百二十八 器具等の区分

一百二十九 器具等の区分

一百三十 器具等の区分

一百三十一 器具等の区分

一百三十二 器具等の区分

一百三十三 器具等の区分

一百三十四 器具等の区分

一百三十五 器具等の区分

一百三十六 器具等の区分

一百三十七 器具等の区分

一百三十八 器具等の区分

一百三十九 器具等の区分

一百四十 器具等の区分

一百四十一 器具等の区分

一百四十二 器具

二 第六十一条又は第六十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の基準）

第五十三条 経済産業大臣は、第五十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、経済産業省令で定めること。

一 國際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。

二 登録申請者が、第四十七条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第五十八条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員で登録申請者（法人があつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

ハ 登録申請者（法人があつては、その代表権を有する役員）の割合が二分の一を超えていること。

二 第四十七条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定液化石油ガス器具等の区分

四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地（登録の更新）

第五十四条 第四十七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第四節 国内登録検査機関（適合性検査の義務）

第五十五条 第四十七条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならぬ。

二 国内登録検査機関は、公正に、かつ、第四十条六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならぬ。

（事業所の変更の届出）

第五十六条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第五十七条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

（業務の休廃止の届出）

第五十八条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第五十九条 国内登録検査機関は、前項の規定による適合性検査の業務の全部又は一部を行わせる場合には、当該機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

二 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

三 経済産業大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせ、又は機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（改善命令）

第六十条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第五十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第六十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第五十五条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方針の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

（登録の取消し等）

第六十二条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

二 この場合において、第五十九条及び第六十条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

第六十三条 第四十七条第一項の登録を受けた者（外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならぬ。

（登録の取消し等）

第六十四条 第四十七条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第六十五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第六十六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第六十七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第六十八条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第六十九条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十一条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十三条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十四条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十八条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第七十九条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十一条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十三条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十四条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十八条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第八十九条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十一条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十三条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十四条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十八条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第九十九条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百四条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百八条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百九条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百十条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十一条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十三条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十四条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十八条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百一十九条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十三条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十四条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十八条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百二十九条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十一条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十二条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十三条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十四条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十五条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十六条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

第一百三十七条 第五十五条第一項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。

（登録の取消し等）

(登録の取消し等)

第六十四条 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五十二条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第五十五条第二項、第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条若しくは第五十八条の二第一項若しくは第八十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに前条第二項において準用する第五十八条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第五十九条又は第六十条の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の登録を受けたとき。

六 経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定め適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 経済産業大臣が必要があると認めて、外國登録検査機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所について第八十三条第五項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないときは、機構に、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせることができる。経済産業大臣は、前項の規定により機構に検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせることができる。経済産業大臣は、前項の規定により機関に検査又は質問を行わせる場合には、機関に対し、前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る）は、当該検査を受ける機関の負担とする。

当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 機構は前項の指示に従つて第三項に規定する検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

第六節 災害防止命令等

(災害防止命令)

等

第六十五条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとときは、

当該各号に規定する者に對し、その販売し、又は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図ることその他当該液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ぜ得る。

一 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第三十九条第一項の規定に違反して液化石油ガス器具等を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の液化石油ガス器具等で第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く）。

三 第一項若しくは第八十三条の二第一項の規定に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」といいう）を行つた者の氏名又は名称その他の法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

四 第一項若しくは第八十二条第一項、第八十三条第一項若しくは第八十三条の二第一項の規定に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」といいう）を行つた者の氏名又は名称その他の法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

五 委任都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に關し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

六 指定試験機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に關し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

七 指定試験機関は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

八 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

九 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一〇 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一一 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一三 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一四 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一五 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一六 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

一七 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス器具等の製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行つう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收去させることができる。

特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に對し、当該各号に規定する者による当該液化石油ガス器具等の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行つた損害については、賠償の責任を負わない。

届出事業者又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、充てん事業者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができるものとする。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

絏済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

絏済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

絏済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

絏済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

絏済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

より、液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内代理人を含む。以下「液化石油ガス器具等製造事業者等」といいう。）に對し、その業務又は経理の状況（特定輸入事業者である届出事業者と該届出事業者の業務の状況）に關し報告をさせることを要請することができる。

都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、充てん事業者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定期間内に、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況に關し報告をさせることを要請することができる。

（報告の微収）

第八十二条 経済産業大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところによれば、

許可を受けた充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所、営業所、液化石油ガス、充てん設備若しくは液化石油ガス設備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問され、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを收取させることができる。ただし、特定液化石油ガス設備工事の施工場所には、当該施工場所の管理者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。

都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた保安機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問されることができる。

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等製造事業者等に係るものに限る。）又は第五項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

経済産業大臣は、前項の規定により機構に入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

11 機構は、前項の指示に従つて第九項に規定する立入検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

12 第九項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13 第一項から第七項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(液化石油ガス器具等の提出)

第八十三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第九項の規定により機構に液化石油ガス器具等製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認めたる液化石油ガス器具等があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができ。国(前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第九十四条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。
(機構に対する命令)

(許可等の条件)

第八十三条の三 経済産業大臣は、第六十四条第三項に規定する検査若しくは質問又は第八十三条第九項に規定する立入検査若しくは質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をることができる。

第八十四条 許可、指定、認定又は承認には、条件を付すことができる。

2 前項の条件は、許可、指定、認定又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、許可、指定、認定又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第八十五条 削除
(手数料)

する者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第三条第一項の登録を受けようとする者
二 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者
三 液化石油ガス販売事業者登録簿の購入を交付を請求しようとする者

四 第二十九条第一項の認定及びその更新を受けようとする者
五 第三十三条第一項の認可を受けようとする者
六 第三十五条の六第一項の認定を受けようとする者
七から十まで 削除

十一 第六十二条第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者

前項の手数料は、経済産業大臣が行う第六十二条第一項の適合性検査、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う第三条第一項の登録、第二十九条第一項の認定及びその更新、第三十三条第一項の認可、第三十五条の六第一項の認定、第三十七条の五第四項の指定を受け又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対して液化石油ガス販売事業者登録簿の贈本の交付若しくは液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧を請求ししようとする者の納付するものについては国庫の、機構が行う第六十二条第二項の適合性検査を受けようとする者の納付するものについては機構の収入とする。

二十七条の規定に基づき液化石油ガス設備試験に係る手数料を徴収する場合においては、第三十八条の六第一項の規定により協会又は指定試験機関が行う液化石油ガス設備試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を協会又は当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(関係行政機関への通報等)

第三十七条の二第二項（第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条の三の規定による届出若しくは第十条第三項の規定による届出（同条第一項に規定する場合に係るものに限る。）を受理し、第二十五条若しくは第二十六条の規定により登録の取消しをし、又は第三十七条の七第一項の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事、指定都市の長、国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は消防庁長官若しくは消防長に通報しなければならない。

2 消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売事業者の液化石油ガスの貯蔵施設、供給設備若しくは充てん設備又は販売若しくは充填の方法が第十六条第一項、第十六条の二第一項、第三十七条若しくは第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準又は第十六条第二項の経済産業省令で定める基準若しくは第三十七条の五第二項の経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長に対し、必要な措置とるべきことを要請することができる。

3 経済産業大臣は、第十六条第一項若しくは第二項、第十六条の二第一項、第三十五条の五、第三十七条、第三十七条の四第二項又は第三十七条の五第二項の基準を定める経済産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防庁長官の意見を聴かなければならない。

4 消防庁長官は、火災その他の災害の予防のために必要があると認めるときは、前項の基準の変更に關し経済産業大臣に意見を述べることができる。

二 第二十六条の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

三 第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設・特定供給設備又は充てん設備の使用の停止の命令に違反したとき。

第九十六条の三 第三十八条の四の二第二項又は第三十八条の二十四第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 第三十八条の二十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六ヶ月以下の拘禁若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 削除

二 第十一条、第十九条第一項、第二十二条第一項、第三十七条の三第一項（第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。

三 第三十六条第一項の許可を受けないで貯蔵施設又は特定供給設備を設置したとき。

四 第三十七条の二第一項の規定に違反して貯蔵施設の位置、構造若しくは設備又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更したとき。

五 第三十七条の四第一項の許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充填したとき。

六 第三十七条の四第三項において準用する第三十七条の二第一項の規定に違反して充てん設備の第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置を変更したとき。

七 第三十八条の四第一項の規定による罰金に処する。

八 第三十八条の五第四項の規定に違反して同項の課程を修了した者以外の者に液化石油ガスの充填を行わせた者

九 第三十八条の七の規定に違反した者は、三ヶ月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十九条 第十三条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合に處する。

第一条 次の各号のいずれかに該当する場合に處する。

二、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三、第十六条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四、第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

三、第十六条の二第二項、第三十四条第三項、第三十五条の五又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反したとき。

四、第十四条第六条第二項の規定に違反して器具を備えなかつたとき。

五、第十四条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

六、第十四条第六条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

七、第十四条第六条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

八、第十四条第六条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

九、第十四条第七条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

十、第十四条第七条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

十一、第十四条第七条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

十二、第十五条八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三、第十八条第一条第三項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十四、液化石油ガス器具等製造事業者等が第八十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五、第十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六、液化石油ガス器具等製造事業者等が第八十三条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十七、第十八条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定

による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十八、第八十三条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

十九、第十八条の二第二項又は第九十九条から第六条の二、第十九条又は第三十五条の二第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

二十、第十九条第一項、第二十二条第一項、第二十三条又は第三十八条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十一、第十九条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十二、第十九条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二十三、第十九条第四項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十四、第十九条第五項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十五、第十九条第六項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十六、第十九条第七項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十七、第十九条第八項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十八、第十九条第九項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十九、第十九条第十項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十、第十九条第十一項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十一、第十九条第十二項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十二、第十九条第十三項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十三、第十九条第十四項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十四、第十九条第十五項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十五、第十九条第十六項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十六、第十九条第十七項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三十七、第十九条第十八項の規定による質問に対する答弁を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は帳簿を保存しなかつたとき。

一、第九十六条第二号又は第四号、一億円以下の罰金刑

二、第九十六条第一号若しくは第三号、第九十条の二、第十九条又は第三十五条の二第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

三、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

四、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

五、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

六、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

七、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

八、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

九、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十一、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十二、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十三、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十四、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十五、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十六、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十七、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十八、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

十九、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

二十、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

二十一、第六条の二第二項、第四十三条第一項若しくは二十万円以下の過料に処する。

（経過規定）

二、この法律の施行の際現に高圧ガス取締法

第五条第一項又は第六条の許可を受けている者

人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十号)の項の改正規定に限る)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る)、第二十三条から第二十七条まで、第十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第三四十八条の二、第五十条及び第五十五条の二の改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限りる)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三条及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十五条の改正規定に限る)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く)、第一百七条、第一百八条、第一百八十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る)、第一百六十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く)、第一百八十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及

九条、第一百七十七条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第二項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限りる。）の規定並びに附則第十三条、第五十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日（罰則に関する経過措置）

(施行期日) **附則(平成二十三年一二月一四日法律第二二二号)** 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定　公布の日

附　則　(平成二四年六月二七日法律第四七号)　抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第十三条及び第八十七条の規定　公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　(平成二五年六月一四日法律第四四号)　抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

